

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2			基準単価(一般地区鉄筋170,300円、離島地区鉄筋182,300円等)×基準面積(無床診療所160㎡、医師住宅80㎡、看護師住宅80㎡等) 1か所につき1,000千円(下限) へき地診療所、医師住宅、看護師住宅	へき地診療所	医療人材課 医師確保班 西田 059-224-2326
へき地保健指導所施設整備事業	1/3	1/3			基準単価(一般地区鉄筋170,300円、離島地区鉄筋182,300円等)×基準面積(★) ★指導部門と住宅部門の併設 120㎡ 指導部門のみ 70㎡ 住宅部門のみ 50㎡	へき地保健指導所	
産科医療機関施設整備事業	1/2	1/2			診療部門：基準単価(鉄筋227,100円等)×基準面積(194㎡) 宿泊施設：基準単価(鉄筋253,200円等)×基準面積(室数×40㎡)(上限2室) 産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門(分娩室、病室等)、宿泊施設	前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ分娩を取り扱う診療所の数が2以下である2次医療圏他に産科医療機関の無い離島 公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者	

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
死亡時画像診断システム等施設整備事業	1/2	1/2			基準数 1施設当たり (1) 死亡時画像診断室設備の場合36,608千円 (2) 解剖室設備の場合90,860千円 死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費または工事請負費(解剖室、薬物検査室。CT室、MRI室)	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 石田 059-224-2337
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	1/2	1/2			基準単価 (1)通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 19.9千円 (2)水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 19.2千円 (3)パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 23.2千円 (4)消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 22.6千円 消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り加算 1施設当たり 2,019千円 スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	
	定額	1			基準単価 1施設当たり 1,050千円 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費		
院内感染対策施設整備事業	1/3	1/3			病院の感染者のための個室整備 1室当たり 13,506千円 空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備する場合、加算 30,738千円 医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	民間病院	
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	1/3	1/3			対象の長さ1m 当たり基準単価 80千円 (ただし30m を上限とする。) ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	病院の開設者	

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	1/2	1/2			へき地医療拠点病院 329,194千円 へき地診療所 18,872千円 新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	へき地医療拠点病院、へき地診療所	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370

(注)

- ※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
- ※ 補助条件等については、各事業それぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
- ※ 補助率は事業者が補助を受ける割合です。
- ※ 基準単価、基準面積は補助の上限で、実整備単価、面積がそれ以下の場合は実際の単価、面積となります。
- ※ 特に区分のない基準単価は“鉄筋コンクリート”の単価を記載しています。“ブロック”“木造”については別に定めています。
- ※ 補助率、経費負担割合及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。
- ※ あくまでも一覧表は概略で、省略してある部分がありますことをご承知おきください。詳細は各担当者にお問い合わせください。